

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和5年5月31日

多摩市議会議員 いちち 恭子

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

1 「マイナ保険証」導入にみる共通番号制度とDX戦略の問題点

答弁者

市長・教育長等

受付	令和5年5月31日	No.10
	午前11時28分	

項目別質問内容

1 「マイナ保険証」導入にみる共通番号制度とDX戦略の問題点
<p>もともとは「税と社会保障の一体改革」において、「社会保障・税番号制度」のツールとして登場したマイナンバーが、今やDX推進のキーアイテムと位置付けられています。マイナンバーカード（以下「マイナカード」と略）は「デジタル社会のパスポート」と称され、預金口座や運転免許証などさまざまな情報とのひも付けが取り沙汰されていますが、今回は健康保険証との一体化、いわゆる「マイナ保険証」について質問します。</p>
<p>従来の保険証は来年秋には廃止するという、あまりに性急な方針が打ち出されたことで、医療界には波紋が広がっています。取得は任意であるマイナカードを保険証として統一することの矛盾、オンライン環境が整っていない医療従事者の困惑に加え、システムの脆弱さという致命的な欠陥が存在するからです。</p>
<p>発足以来トラブルの絶えないマイナンバー制度ですが、マイナ保険証をめぐる見逃ごせない事故が多発していることが、この間の報道によって明らかになりました。最もセンシティブな個人情報である医療・診療情報の漏洩や、カードが正しく認識されず無保険扱いになる事例など、どれも深刻なエラーです。こうした事態を受け、全国保険医団体連合会は「健康保険証廃止法案の廃案とトラブルの全容解明を求める会長声明を出しています。</p>
<p>しかしながら、トラブル対策云々はこの問題の本質ではありません。今年2月にマイナ保険証の義務化撤回を求めて国に提訴した、東京保険医協会の佐藤医師は「義務化の違憲・違法性」や「医師の倫理規範への抵触」を指摘しています。</p>
<p>東京都の医師・歯科医師 274 人による「オンライン資格確認義務不存在確認等請求訴訟」において、原告側は以下の通り主張しています。</p>
<p>○ 厚労省保険局課長が「オンライン資格確認の義務化」を施行する省令を発表し、「療養担当規則の違反は保険医療機関・薬局の指定の取消事由となり得る」と発言したことは違憲・違法である。</p>
<p>○ 国家行政組織法 12 条 3 項は「省令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは国民の権利を制限する規定を設けることができない」と定めている。健康保険法の委任なしに、省令で保険医の権利を侵害する義務は課せられない。</p>
<p>○ 国会以外の機関が直接または間接に国民を拘束し、あるいは国民に負担を課す新たな法規範を定立することは、国会を国権の最高機関にして唯一の立法機関とする憲法 41 条に違反する。</p>

項目別質問内容

<p>『骨太方針 2022』には、医療情報を経済対策に利用していくことがはっきりと示されています。しかし従来の保険証を廃止することも、医療情報を（匿名化するとは言え）民間事業者が利活用することも、国民の同意を得て進めているわけではありません。東京保険医協会のアンケートでは、マイナ保険証の是非を置いても「紙の保険証は残すべき」という意見が7割に達しており、まず国民の意見をよく聞いて欲しいという政府への要望が高まっています。</p>
<p>マイナ保険証も資格確認書も被保険者側が申請しなくてはならないため、新制度のもとでは無保険者の増加が懸念されます。世界に誇る日本の国民皆保険制度、患者に対する医師・医学者の倫理規範、そして憲法を守るべきという観点から以下、質問します。</p>
<p>(1) マイナ保険証について政府はメリットのみを強調していますが、医師や識者の中からはデメリットを指摘する声も挙がっています。市としてこの制度のメリット・デメリットをどのように考えているかお答えください。</p>
<p>(2) マイナカードを持たないか保険証を載せない被保険者に対して発行される「資格確認書」は、有効期限1年と言われていますが、実際にどのような運用となるのでしょうか。</p>
<p>(3) 情報漏洩とシステムエラーが続く中、デジタル庁の河野大臣は自らの責任を全く認めず、マイナポータル利用規約でも管理責任は保健医療施設側にあるとされます。国保、後期高齢者医療制度の保険者たる多摩市として、このことをどのように考えますか。</p>
<p>(4) 医療・介護施設に入っていて、外出や認知行動ができない状態の被保険者に対しては、どのような対応がなされるのでしょうか。職権交付、もしくは代理申請について伺います。</p>
<p>(5) 「オンライン資格確認の義務化」の手続きが違法・違憲であるという指摘を、自治体としてどのように考えますか。</p>
<p>資料要求欄（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）</p>
<p>① 毎月のマイナンバーカード発行数</p>
<p>② マイナ保険証の発行数</p>
<p> </p>
<p> </p>
<p> </p>

一 般 質 問 通 告 書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

2023年5月30日

多摩市議会議員 橋本 由美子

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

- 1 年齢だからと放置しないで「聞こえ」の悩み
 - ・ ・一日も早く「補聴器購入補助制度」実現を・ ・
- 2 「無保険」の市民が生まれかねない「健康保険証廃止」
- 3 自分の個人情報を勝手に自衛隊に教えなくて！

答弁者

市長・教育長等

受 付	令和5年5月30日	No. 1 1
	午後9時30分	

1 年齢だからと放置しないで「聞こえ」の悩み

・・・一日も早く「補聴器購入補助制度」実現を・・・

市民のかたから「最近なんだか人の話が聞こえづらくなった」「せっかく高い補聴器を買ったけれど、耳に合わなくてはずしている」など、「聞こえ」に関するお話を耳にすることが多くなっています。「聞こえづらかったら、まず耳鼻科できちんと検査して相談してください」「合わせるのには何か月かかかり、みなさん調整に行っていますよ」とお話しています。相談に行ったら補聴器の値段を聞いたら「高額であきらめた」という方もいらっしゃいます。

この間何回か「補聴器」に関する質問をおこなってきましたが、「相談・診断・補聴器購入・調整」の段階はどれもはずせません。「面倒だからとあきらめず、合わないからとそのままにしない」、聞こえに悩みのある方にきちんと向き合った「補聴器購入助成制度」実現に向け以下市の考えをお聞きします。

- (1) 第9期の介護保険事業計画策定に向けた市民調査において「聞こえ」に関しての調査をおこなうとの答弁をいただきましたが、調査結果と市の受け止めに伺います。
- (2) また、近隣市の状況を見て制度内容と実施時期の検討をするとのことでしたが、その進捗状況をお聞きします。

2 「無保険」の市民が生まれかねない「健康保険証廃止」

マイナ保険証に関するマイナンバー法など関連法改正案は4月、衆院で可決され、現在は参院「地方創生デジタル特別委員会」で審議されています。(5月30日現在)

私は昨年12月議会においても「紙の保険証が申請なしでも送られてくるシステムをなくし、マイナ保険証に集約する方向はマイナンバーカードの強制にあたる。また資格確認書等で市民に不便を与えるようなことがあってはならない」という趣旨の質問をおこないました。市側の答弁は「マイナンバーカードを持たない方への配慮が必要であり、市民に混乱をきたさないようにしたい」との内容でした。

その後の動きをみると、「マイナ保険証を持たない市民には資格確認書を発行する」としていますが、それは高齢者、障がい者、自分で申請できない人たちを切り捨て、医療にかかりにくい状態を生み出すことにもなりかねません。住民の命・健康を守る立場にある多摩市としてこうした動きにどう対応しようとしているのか伺います。

- (1) 健康保険証は、保険診療を受ける資格を示すもので、保険証を被保険者に届けることは、国・保険者の責務です。健康保険証の交付を

申請方式に変えることでどのようなことが起きると考えますか。また、多摩市国保においては保険者の責任放棄ではありませんか。

- (2) この法案では、短期被保険者証、被保険者資格証明書の仕組みを廃止するとしています。市民の生命を守るために欠かせない制度の廃止によって、どのようなことが起きると考えていますか。
- (3) すでにマイナンバーカードを保持している高齢者についても今施設では「紛失・持ち出し・悪用などの心配があり人手不足のなかで負担になっている」との声があがっています。また、医療現場では「オンライン資格確認で名前や負担割合の間違ひがあり、患者の医療情報が本人の知らないまま全国の医療機関に伝わるなどプライバシーの侵害にあたる例もでてきている」との声もあります。こうした事態について多摩市としてはどう考えますか。

3 自分の個人情報を勝手に自衛隊に教えないで！

自治体による自衛隊への電子・紙媒体での自衛官募集対象者の名簿提供は、2019年2月の自民党大会で、当時の安倍晋三首相が「6割以上が協力を拒否している」と発言したのをきっかけに、2020年12月、市区町村長による住民基本台帳の一部写しの提出が可能であることの明確化を閣議決定し、2021年2月には、防衛省と総務省が自衛隊法、同法施行令、住民基本台帳法を根拠に、防衛大臣が市区町村長に提出を求められることができるとする通知を出していました。これを受け多摩市では、それまでの「不提出」を一変させ、電子・紙媒体での提供を実施しています。しかも、こうした情報の提出がおこなわれていることを対象になる生徒や学生はもちろん、保護者にも知らせてきませんでした。一方、上記の通知を受けても、提出していない自治体もあります。多摩市が安易に提出をしている状況は問題であると考えます。以下多摩市の考えを伺います。

- (1) 2021年2月の防衛相・総務省からの「自衛官又は自衛官候補生の募集事項に関する資料の提出について」の通知を多摩市はどのように受け止め、それまでの解釈を変え、名簿提出を行うようになったのか、また個人情報保護審議会の検討はおこなわなかったのか。検討結果と最終的な市長判断について伺います。
- (2) 「本人の同意なしに、個人情報を提供するの個人情報保護条例に違反し、プライバシーの侵害」「住基法は閲覧を認めているだけで、電子媒体や紙での提供は認めていない」などの声もあります。多摩市はなぜ、市民に新たな動きを知らせ、「除外申請」という選択をおこなうことをしなかったのか伺います。

資料要求欄（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）

- ① 1－(1)調査の結果。近隣市の実施状況、その特徴。
- ② 2021年(令和3年)2月5日付通知文。
- ③ 2021年度の自衛官等募集に関する紙資料提出、閲覧実施状況。
(実施時期・対象・提出方法・対象人数)
- ④ このことに関しての市民からの問い合わせ件数。

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

2023年（令和5年）5月31日

多摩市議会議員 しのづか 元

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

- 1 少子高齢化を支える新たな仕組みを
- 2 安心できる子育て環境を目指して
- 3 連光寺六丁目農業公園について

答弁者

市長・教育長等

受付	令和5年5月31日	No. 12
	午前10時24分	

1 少子高齢化を支える新たな仕組みを

多摩市における、多摩ニュータウンは1971年の諏訪・永山の第一次入居以来、大規模開発と入居が繰り返され、1984年の聖ヶ丘で全区の入居を完了しました。

この50数年間に、日本の経済成長を支えながらもバブル崩壊などの経済変動に翻弄されながら、多くの方々が現在も居住を続けています。この間に、建物の耐震性や居住性が老朽化しましたが、最も大きな変化点は「家族構成」の変化です。標準世帯「夫婦＋子ども」の構成が、子の自立と親の高齢化によって家族構成が少なくなってきました。このことは、当初の子育て中の保育園・幼稚園・学校のコミュニティがほころび、会社員からの引退や高齢化による体力の衰えなどによって、同様に地域コミュニティが小さくなってきていると思われます。また、参加率が全国平均で60%を下回るなど、「入ったもん負け」と言われるような自治会や町内会の現状になっています。

この地域コミュニティネットワークの弱体化が、地域における人のつながりを希薄なものにしてしまい、高齢者支援や子育て支援に大きな影響を及ぼしていると考えます。17年後の2040年頃には65歳以上の高齢者が40%以上を占める超高齢化社会を迎えることが予想される多摩市において、地域コミュニティの再構築と少子高齢化を支える新たな仕組みづくりが喫緊の課題と捉え、以下質問いたします。

- (1) 地域コミュニティの再構築についての現状認識と、現在市が取り組もうとしている施策の展開について伺います。
- (2) 少子高齢化を支える新たな仕組みとして、スマホのアプリを活用した地域通貨のシステムの活用や、地域内の大学生の居住促進による地域ボランティア活動への参画とポイント交換による相互扶助が考えられますが、市の見解を伺います。

2 安心できる子育て環境を目指して

かつては多摩ニュータウンなどのまちづくりや住宅建設による児童数の増加への対応として、待機児童ゼロを目指して施設整備を図ってきた保育所や学童クラブですが、コロナ禍や少子化の進行などにより思わぬ形で適正化が図られました。しかしこのことにより、保育所などの立地によって入所申請に偏りが生まれ、空き定員ができてしまうなどの新たな課題も浮き彫りになりました。近年の少子化、将来の人口減少社会などを見据えれば、幼稚園、認定こども園なども含め、多摩市の子育て環境は数としては充足しているものの、地域偏在の解消が課題です。市内のどこに住んでい

でも安心して子育てサービスを受けられる環境を目指し、以下質問いたします。

(1) 今年度の保育所、学童クラブの入所傾向について伺います。待機児童数、定員割れ状況などについても詳しくご説明ください。

(2) かねてより私は、保育園の地域偏在を解消し、安心できる保育サービスの実現策として駅前送迎保育ステーションの設置を提案していますが、この認可保育園の地域偏在による影響とその解決策について、市の考えを伺います。

(3) 今年度より、連光寺小・貝取小の2校で学童クラブ運営法人を実施主体とした放課後子ども教室が試行実施予定ですが、この放課後子ども教室事業の今後の展開について伺います。

3 連光寺六丁目農業公園について

2014年度（平成26年度）に指定された「連光寺・若葉台里山保全地域」では、生物多様性と豊かな自然環境を継続的に保全していくために、農的な活用を目指しています。年々市内の農地が減少する中において、この場所を農業公園として展開していくことは、農作物の生産以外にも、市民が農家の人たちと交流しふれあいの場をつくり、農業を体験することで食や農について学ぶ機会をつくることになり、大変有意義な取り組みであると認識しています。2021年度（令和3年度）に専門家や有識者による検討が始まり、昨年度は農業公園づくりに向けた有識者と市民による農作業体験やサツマイモの栽培、ワークショップによる農業公園づくりへ向けた意見交換などが行われています。

一方で、市民意見を反映するためには様々な課題があることも指摘されています。市としてはこの農業公園開設に向けての課題整理をどのように図っていくのか、課題についての現状認識と今後の展開について見解を伺います。

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和5年5月30日

多摩市議会議員 中島 律子

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

1 支援学級新設について

2 多摩市障がい者（児）移動支援事業について

答弁者

市長・教育長等

受付	令和5年5月30日	No.13
	午後10時43分	

項目別質問内容

1 支援学級新設について
<p>2022年9月、障害者権利条約に基づいて日本政府の取り組みを審査した国連の障害者権利委員会は「障害のある子どもの通常学校での受け入れを拒否していること」に懸念を示し、「すべての障害児の通常の学校への通学を保障し、通常の学校が障害のあるすべての子どもの就学拒否を許容しないために拒否禁止条項を導入すること」を勧告しました。</p> <p>これはインクルーシブ教育が、差別のない社会の共生協働の礎になるという考え方が基本にあるからです。この観点からみれば、まだまだ日本は遅れています。通常学級ですべての障がい児が学べる教育環境はありません。そして現時点では、支援学校や支援学級の制度を認めなければ、障がい児たちの行き場が大変少なくなるのも事実です。しかし多摩市の支援学級をみても、すべての小・中学校に支援学級があるわけではありません。学区内の学校に支援学級がない場合には、学区外の小・中学校の支援学級へ通わなければならない、このことは一人通学ができないお子さんの場合には、保護者の付き添いが必要になり、通学の送迎は保護者にとって大変大きな負担となっています。</p> <p>また支援学級がある学校のお子さんたちは行事や学童クラブなどで障がいをもつ子供たちとのかかわりがありますが、支援学級のない学校に通うお子さんたちはかかわりをもつ機会がほとんどありません。市内のすべての小・中学校に支援学級を作り、一緒に過ごせる環境を作ることは、インクルーシブ教育の趣旨からみても大変意義のあることではないでしょうか。そして将来的に、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが地域の学校で自由に学べる、先進的な多摩市になることを目指すべきだと考えています。</p>
<p>以上を踏まえ、以下質問致します。</p> <p>(1) 兄弟同じ学校に通わせたい、送迎の負担を考えて学区内の支援級に通わせたい、障害のある子もいない子も共に学び共に育つという環境を増やして欲しいなどの要望を叶えるためにも、理想は市内のすべての小中学校に支援級があることが望ましいが市としてどのようにお考えかお伺いします。</p> <p>(2) 学区外の支援学級に通う児童が多い地域においては特に支援学級を新設することが望ましいがそのような計画はあるかお伺いします。</p> <p>(3) 地域の学校に通わせたいが支援学級がない。支援学級を新設してほしいという保護者からの強い要望があった場合の保護者への対応をお聞かせください。</p>

項目別質問内容

2 多摩市障がい者(児)移動支援事業について
<p>学区外の支援学校や支援学級に一人通学できない障害のある児童が通うことになった場合、両親共に仕事をもつ保護者は送迎時間を確保するため勤務時間を変更したり、場合によっては転職を余儀なくされます。</p> <p>また保護者が病気やけがなどのやむを得ない事情により送迎できない場合には学校を休ませるしかないといった状況になります。共働き家庭が多くなり毎日の通学の付き添いは負担も大変大きいです。そうした時代の流れの中で近年ではこれまで通勤通学には認められなかった移動支援が市町村の判断により利用ができるようになりました。</p>
<p>以上を踏まえ、以下質問致します。</p> <p>(1)令和2年12月3日の一般質問において小林議員が通勤通学の移動支援緩和に関する一般質問をしておられました。その際の答弁で「実現可能性について皆さん方のご意見をよく聞きながら改善できるように少しずつ検討していく」とありましたが、その後具体的にどのような検討がおこなわれてきたのか、障害福祉サービス事業者の皆様との話し合いも必要かと思われませんが話し合いは定期的に行われているのか、また年度が変わり現在のどの部署がこの件において検討を進めていくかあやふやになっているようですがどの部署が検討を進めていくのか、その点について説明をお伺いします。</p> <p>(2)通勤通学にこのサービスが使えない一番の理由をお伺いします。</p> <p>(3)通勤通学において例外として「保護者の急病・怪我等やむを得ない事情により、一時的な障がい者(児)に通勤・通学に付き添うことができないときは支給の範囲内において認められることがあります」とありますが認められることとはどんな場合ですか(今までどんな場合が認められてどんな場合が認められなかったか)お伺いします。</p>
<p>資料要求欄 (資料要求がある場合は、以下に記入してください。)</p> <p>① 支援級ごとに学区外から通っている児童数がわかる資料</p>

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和5年5月28日

多摩市議会議員 おにつか こずえ

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

- 1 多摩市のこども(みんな)食堂について

答弁者

市長・教育長等

受付	令和5年5月28日	No.14
	午後10時7分	

1 多摩市のこども(みんな)食堂について

(1)多摩市の社会福祉協議会とこども(みんな)食堂の関わり方について

- ① 2023年4月に子ども家庭庁が正式に発足し、子供達を対象とする成育部門の中に、居場所作りの担当課が配置された事により、今後指針が策定されます。しかしながら、子供達だけではなく、孤独、孤立した高齢者や若者においても地域のプラットホームの構築の一つとしてこども(みんな)食堂が必要と考えます。現在のこども(みんな)食堂は市民の自発的な取り組み、地域福祉の取り組み、多様な事業者や個人の賛同、協力を得られる取り組みになっていますが、地域と社会を繋ぐ役割を担う社会福祉協議会がどの程度、どのような形で関わっているのか、具体的にお伺いいたします。

(2)こども(みんな)食堂での貧困家庭への食事提供、物品支援について

- ① こども(みんな)食堂は地域の住民(個人経営の飲食店)や、自治体が主体となり無料又は低価格で食事の提供、物品支援等を行っていますが、利用者が貧困家庭か否か分かりづらい点があります。自治体によっては、低所得世帯や年収の低い母子(父子)家庭や高齢者に事前に受付をし、チケット配布をしているところもあります。多摩市での取り組みについてお伺いいたします。

(3) こども(みんな)食堂への補助金について

- ① こども(みんな)食堂は、貧困家庭の家計の負担を減らすだけではなく、高齢者や若者の孤立を防ぎ、地域住民のボランティア参加など、顔が見える事で安心安全な居場所を作ることが出来ます。育児相談、心配、不安を打ち明ける場を設ける事で虐待の防止、早期発見、高齢者の見守り等に繋がるメリットがあります。現在、補助金が支払われておりますが、困窮者に確実に食事や物品が行き届いているのか、ボランティアの方たちに定期的に研修等が実施されているのか、自治体が積極的に関わり人的支援、場所の提供など、補助金の実態を把握して運営されているのかお伺いいたします。今年度の補助金の最大金額についても教えてください。